

シリーズ町の課題 **空き家を活かす!!**



放置されたままの空き家が増加すると、地域に様々な影響を及ぼします。
 空き家を放置せず活用することで、地域コミュニティの活性化や町の魅力を促進させる可能性を持っています。

町の活用事例を参考にイメージを膨らませてみましょう!

空き家 → 店舗兼米焼酎蒸留所

【補助金】只見町 宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金
 【改修】厨房、店舗スペースなど

空き家になってしまったけれど、この家に思い入れのあるご子息が大切に手入れをされてきた物件を、事業者がリノベーションし、世界にも発信する日本一小さな焼酎蒸留所が只見に誕生しました。



ねっか奥会津蒸留所(梁取)

空き店舗 → パン屋兼飲食店

【補助金】只見町 宿泊・飲食事業者持続化創業支援事業補助金
 【改修】厨房、店舗スペースなど

基本の改修は工務店が行い、壁塗りなどは事業者が実施。パン製造販売の他、店内の飲食スペースでは小さなイベントや不定期でバーなども開かれる地域の交流の場となりました。
 ※現在、育児休暇のため休業中



パンとお食事 こみと屋(館ノ川)

空き家 → 移住お試し体験住宅

【補助金】福島県 遊休施設等活用事業補助金
 【改修】キッチン、風呂、トイレ、リビングスペースなど

只見町への移住に関心を持つ方が宿泊できる施設です。滞在しながら町の自然や文化に触れたり、地域との交流や情報交換をしながら住居や仕事を探すための拠点として活用されています。



移住お試しゲストハウスORAHO(黒谷)

他にも、 様々な活用事例があります

- ・移住者の住居や別荘として
- ・南郷トマトなど新規就農世帯の住居として
- ・民泊や農家民泊(農泊)施設として
- ・町内外企業の従業員寮(宿舍)として
- ・町内で新たに世帯を構えた家族の住居としてなど

各種改修等補助制度について 只見町「空き家改修事業補助金、特定目的活用支援補助金、家財処分補助金」や、福島県「空き家・ふるさと復興支援事業、遊休施設等活用事業補助金」などの制度があります。各制度にはそれぞれ細かい制約事項や提出書類があります。また、年度毎の予算範囲内での補助となりますので希望される際は必ず事前にご相談ください。

只見町で空き家を探し、活用を希望する方たちがいます!



空き家所有者の皆様へ

まだまだ活用の可能性がある内に
 空き家バンクに登録してみませんか?
 空き家利活用に向けた第一歩です!

今回は、「空き家バンクの現状とQ&A」について掲載します。
 空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで